

令和6年度 第2回 磐田市立学校給食運営委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年11月13日(水) 午後0時10分から午後1時40分まで
- 2 場 所 竜洋中学校 3階 会議室
- 3 出席者 委 員：6名（6名欠席）
事務局：6名
- 4 傍聴者 なし
- 5 竜洋中学校栄養教諭による献立説明
給食試食・見学 午後0時10分～午後0時50分
- 6 運営委員会会議概要 午後1時～午後1時40分

<事務局>

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、先程は給食の試食及び視察をしていただき、ありがとうございました。後程、ご感想などいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより令和6年度第2回学校給食運営委員会を開会いたします。

初めに、磐田市立学校給食運営委員会 会長よりごあいさつをいただきたいと思っております。

<会 長>

はい。それでは皆さん、改めてこんにちは。本日は、平日の昼間にもかかわらず、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日久しぶりに緊張しながら給食を食べたなと感じました。後程、皆様にも一言ずつ感想をお伺いいたしますのでよろしく願いいたします。

私は、今の給食はおいしくなったと思っております。パンにしましても、昔はもう少し固いコッペパンだったため、誰かがそれを投げつけて、教室中ぐちゃぐちゃになることもありました。そういうことも今はなく、本日も本当においしくいただきました。

これからも、学校給食運営が良い方向へ行っていただきたいなと思っております。

色々な場面で、給食費の無償化等の話が出てきておりますが、市としては、決して逃げているというわけではなく、まずは国の助けがなければなかなかできないものもあると思っております。そういった中で、時間をいただきながら静観しつつ、少しでも、良い方向へ向けていかな、という風を感じております。そのようなことは市長も言っております。学校給食に対しては、皆様方にはこのような機会を持っていただき、これから先、子どもたちにとってより良い学校給食になるように、はたらいていただきたいなと思っております。ぜひ、よろしく願いします。以上です。

<事務局>

ありがとうございます。それでは、続きまして、委員の皆様12名の内、6名の方々にご出席をいただいております。

磐田市条例施行規則第8条第2項において、磐田市立学校給食条例施行規則第8条第2項におきまして、運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないと規定されておりますが、6名の方々にご出席をしていただいておりますので、この会議は成立していることを報告いたします。

それでは、ここからは、条例施行規則第8条第1項の規定によりまして、会長に議長を務めていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

議案第2号 令和7年度磐田市立小学校・中学校の給食実施日数及び給食費について

<会 長>

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。次第に従いまして、議事を進めます。

次第の3、議題の(1)、議案第1号「令和7年度磐田市立小学校・中学校の給食実施日数及び給食費について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

それでは、議案第1号について説明をさせていただきます。

はじめに、給食実施日数についてですが、4ページをご覧ください。

ページ1番上、1の「関係条例」にありますように「磐田市学校給食条例施行規則」第3条において、「磐田市教育委員会は、学校給食を、幼稚園にあつては年間150日以上を教育日の昼食時に、小学校及び中学校にあつては年間180日以上を授業日の昼食時に実施するものとする」と規定されており、これに基づき給食の実施日数を決めています。

ページ戻っていただいて、3ページをご覧ください。

小・中学校の給食実施日数につきましては、夏休み明け2学期が8月末から始業していることに伴い、平成30年度から、給食実施回数を、上限として、小学校は「年間183日」、中学校は「年間182日」としました。この日数は上限ですので、学校運営の状況に合わせて、年間180日以上から上限日数までを選択出来るものとしています。令和7年度も、今年度と同様の給食実施日数としていきたいと考えております。

なお、4ページには、令和5年5月1日現在における、県教育委員会の調査による、県内の公立小・中学校の給食の年間実施回数を記載してありますので、参考としていただきたいと思います。

続きまして、給食費について説明をさせていただきます。

初めに、6ページをご覧ください。

1の「関係条例」についてですが、学校給食費につきましては、「磐田市学校給食条例」第5条において、「市長は、学校給食費の額について、教育委員会の意見を聴いて決定するものとする」と規定されており、また、給食費の納入については、第6条において「学校給食費の納入義務者は、保護者、教員その他給食を受ける者とする」とされています。

また、第7条においては「学校給食費の納入義務者は、市長の指定する期日までに学校給食費を納入しなければならない」と規定をされております。

ページ戻っていただいて、5ページをご覧ください。

表の中の小・中学校の給食費の額についてですが、学校給食においては、主食の値上がりや野菜の高騰など食材料費を圧迫する状況もあり、物価の上昇率等も含んだ中で、令和5年度から給食費について改定をさせていただきましたが、今後も、栄養価を満た

した給食を安定的に提供していくため、3年ごとを目途に改定について検討していきたいと考えています。

従いまして、令和5年度、6年度、7年度の3か年が同額、令和8年度以降につきましては、次年度検討していきたいと思えます。

なお、保護者が負担する金額は、令和6年度、令和7年度ともに変わらないとしていますが、現在、食材料費高騰の影響を受けており、栄養摂取基準値を保つために大変苦慮しているところです。それらを充足するための食材料費が不足しないよう、今後も高騰が続くようであれば不足分についての検討をしていきたいと思っておりますので、ご承知おき下さい。また、表中、令和7年度の欄をご覧くださいと、小学校で、米飯の炊飯形態が異なることにより、単価に違いが出ています。

第1回の運営委員会で、この件についてご意見をいただいたところですが、市内各調理場の設備についてはそれぞれ違いがあり、喫食（食事をおいしく食べていただく）できる状態にして給食を提供していることについて、ご理解いただきたいと思えます。次年度の給食費改訂の際には、全体でまかなうことについても検討していきたいと考えています。

なお、給食費の月額、1食単価に給食実施日数を掛け、それを実施月数である11ヵ月で割ったものを、10円単位に切り上げて算出しています。

令和7年度につきましては、先程、給食実施日数のところで説明しましたとおり、小学校は183日、中学校182日で月額を算定しています。実施月数については、8月を含めると12ヵ月となりますが、8月の実施日数は少ないため、これまでどおり11ヵ月間で、月額を算定しております。

また、6ページには、令和5年5月1日における、県教育委員会の調査による、県内の公立小・中学校の月額給食費の状況を記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

説明は以上です。

<会長>

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

ご質問等ないので打ち切ります。本件を承認する事にご異議ございませんか。

【異議なし】

<会長>

ご異議もないようですので、議案第1号を承認する事に決定いたしました。

議案第2号 令和7年度磐田市立幼稚園・認定こども園の給食実施日数及び給食費について

<会長>

次に、次第の2（2）、議案第2号「令和7年度磐田市立幼稚園・認定こども園の給食実施日数及び給食費について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

幼稚園保育園課です。よろしく願いいたします。議案第2号について説明させてい

たきます。お手持ちの資料9ページをご覧ください。令和7年度の磐田市立幼稚園、認定こども園の給食実施日数については、今年度と同様に、3歳児については165日、4・5歳児につきましては170日で実施したいと考えております。表にあるとおり、3歳児は月額3,000円、4・5歳児は月額3,090円で、徴収月数は11ヶ月を予定しております。また、米印の部分に、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前の子どものみ規定と記載してありますが、これは幼稚園卒の子どもを示したもので、認定こども園の保育園卒の子どもが含まれないこととなります。なお、物価高騰により、食材費の高騰が続いておりますので、今後の給食費の見直しについては、検討していきたいと思っております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご質問等ないようですので打ち切ります。本件を承認する事にご異議ございませんか。

【異議なし】

<会 長>

ご異議もないようですので、議案第3号を承認する事に決定いたしました。

報告第3号 令和6年4月から9月までの栄養摂取状況及び喫食状況について

次に議題(3)、報告第3号「令和6年4月から9月までの栄養摂取状況及び喫食状況について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

幼栄養摂取状況及び喫食状況について説明します。

11ページからご覧ください。

13ページの表は幼稚園・小学校・中学校ごとの4～9月までの磐田市の学校給食の栄養摂取状況です。国で示している基準値及び市で実情に合わせた基準値(エネルギーは±5%・中学のカルシウムは下限-15%、鉄は下限-10%、食物繊維は下限-10%)を、市では幅を持たせていますが、そちらが示されています。

栄養摂取状況及び喫食状況について説明します。

栄養素については概ね基準値に近い状況となっておりますが、幼稚園の脂質と幼稚園と中学校のナトリウム(食塩相当量)は、若干、基準値よりも高くなっています。

幼稚園の脂質が高いことについては、幼稚園・小学校・中学校の献立が統一されているために高くなっていますが、引き続き基準値になるよう献立作成をしていくようにしたいと思います。

幼稚園と中学校のナトリウム(食塩相当量)が高いことについては、ナトリウム(食塩相当量)は特にパンの日が多くなります。例えば食パンは1枚60gにつき、0.6gの塩分が含まれており、中学生ですと6枚切り2枚のため1.2g 一食の半分をパンでとり、残りを副菜で調整となります。

家庭により味付けが様々で、塩味は主観によるものが大きいのですが、うす味でも食べられるようだしを利かせたり、カレーなどの香辛料を上手く使用しながら残さず食べてもらえるよう引き続き工夫をしていきたいと思っております。

また、市内では10月から幼稚園、小学校の米の量を5g増やして提供しています。半年経ち体が成長したこともあり、3月までには適量を食べきれるように引き続き支援していきたいと考えています。

中学校は米の量を増やしていませんが、中学3年は部活も終わり、食べる量が、少し減ったような状況です。

補足として10、11月の摂取状況の報告です。

小学校は脂質が基準値を超え、ビタミンCが不足傾向、中学校はビタミンB2、ビタミンCが不足傾向となっています。

これは、物価高の影響を受けて、食単価を抑えるために、食材の幅が狭いこと、ビタミンCの多く含まれる果物の回数を減らしたり、ビタミンB2の多く含まれる魚などの規格を小さくするなど工夫をしているため、不足しています。一方で、エネルギーは脂質の多い食材などで基準値を充たすように調整するため、揚げ物の回数を増やしたり、脂質の多い食材などで調整するためエネルギーに対する脂質の割合が高くなってしまいう現状であることをご報告します。

次に、15ページから18ページをご覧ください。各施設の10月に実施した献立表です。資料には豊岡学校給食センター、単独調理場 本日の会場である竜洋中学校の献立と喫食状況を掲載しました。

10月は年間計画の「秋を味わう、目を大切にする」に基づき献立を作成しました。

秋の旬である「さんま、りんご、きのこ、さつまいも、栗など」を使用した給食を提供し、秋を味わってもらいました。

行事食では市内で10日頃に「目の愛護デー」として「ブルーベリージャム」を提供したり、15日頃に「十三夜（栗名月）」として「秋いっぱいごはんの具」などに「栗」を入れて提供しました。

年間をとおして実施している味めぐりでは長野県の郷土料理（ソースカツ・きのこのかき玉汁、信州きのこの味噌汁・りんごゼリー）を提供しました。

次に、19ページ、20ページをご覧ください。10月7日から10月11日の喫食状況です。

5日間の献立と残食率、学校から給食室への意見、感想等の紹介になりますので、後ほどご覧ください。

私からの説明は以上です。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

<委 員>

13ページで、ビタミンの説明をしていただきましたが、この表では、左側の数字が令和6年の4月から9月までの平均の実績値、右側の数字が基準値ということでしょうか。また、左側の数字が右側を超えていれば良い、ということでしょうか。

<事務局>

表の見方についてはそのとおりでございます。

基準値を超えていれば良いかにつきましては、ビタミン類は基準値を超えていれば問題ないと思います。しかし、脂質やエネルギーについては、基準値を超えすぎてしまうと、

生活習慣病につながることもあります。そのため、適度な範囲、基準値を設けています。

<委 員>

ナトリウムについてですが、幼稚園は基準値が 1.5 未満と記載がありますが、実際は超えてしまったということでしょうか。

<事務局>

中学と幼稚園については、塩分が基準値より少し超えています。小学校も、基準値は 2 未満ですが、同等の数字となっております。

<委 員>

私の聞き間違いでしたら申し訳ありませんが、先ほどの説明で、ビタミンが基準に達さなかったという話がありました。表ではビタミンの値は基準を超えていると思うのですが、そのことについてもう一度ご説明願います。

<事務局>

13 ページの表は、4 月から 9 月までの平均値を記載しています。ここには書いておりませんが、10 月、11 月において、これまでの物価高の影響が続いており、ビタミンが不足気味な現状となっております。

<委 員>

わかりました。ありがとうございました。

<会 長>

その他はどうでしょうか。

ご質問等も終わったようですので、打ち切ります。本件を了承する事にご異議ございませんか。

ご異議もないようですので、報告第 3 号を了承する事に決定いたしました。

※審議の結果、議案第 1 号、議案第 2 号、報告第 3 号は了承された。

以上、議題終了。

議事終了後、各委員から物資委員会及び給食試食に関する意見感想をいただいた。

その他

第 3 回の運営委員会の開催予定について事務局より説明。

※以上をもって委員会は終了。